

論文賞選考規則

平成 16 年 10 月 1 日編集実行委員会制定

令和 3 年 5 月 11 日理事会改定承認

(総則)

第 1 条 エネルギー・資源学会「論文賞」については、この選考規則に定めるところによる。

(対象)

第 2 条 本賞は、前年 1 月より 12 月までの電子ジャーナル「エネルギー・資源学会論文誌」に掲載され、エネルギー・資源および環境に関する学術の発展に多大な貢献をした研究論文の著者に授与される。

(賞)

第 3 条 本賞は毎年 2 件以内とし、受賞者には賞状および副賞として記念品が贈呈される。

(受賞候補の選考)

第 4 条 受賞候補者の選考のために、論文賞選考委員会をおく。

2 選考委員は毎年会長が委嘱する。委員長は会長または会長の指名する者とする。

3 選考委員会内規は別に定める。

(再受賞の取扱い)

第 5 条 過去における受賞者は、同一テーマの論文等により、受賞年度を含む 3 年以内に受賞できない。

(受賞者の決定)

第 6 条 受賞者の決定は、理事会の決議を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第 7 条 受賞者の表彰は、研究発表会の表彰式で行う。

(改廃)

第 8 条 本選考規則の改廃は、編集実行委員会の審議を経て行う。

附則

この選考規則は、令和3年5月11日より実施する。(名称変更、改廃追加)